

本人の状態はどうしたら 審査会に伝わるの?

後編

特記事項のコツを動画で確認しよう

特記事項の記入目的

- …大きく分けて2つあります。
- ①選択肢が正確であるか確認するため
 - 選択肢を、<u>テキストの定義に従って</u> 選択します。
 - ②<u>介護の手間(中本人の状態)を</u> 審査会に伝えるため
 - ⇒この動画では、

本人の状態が審査会にもっと伝わる

特記事項記載のポイントを確認します。

「不適切な介助状態」

現在の状況である 「介助されていない状態」や 「実際に行われている介助」が、 対象者にとって不適切な場合

⇒調査員が

「適切と考える介助の方法」

を記載・選択し、認定審査会の判断を仰ぐことができます。

(テキストP25)

☆具体例

2群の2「移動」

「独居のため、自宅内の移動は見守りなく 自分で行う。」

- →この情報のみでの選択肢は①ですが、 次のような状態の場合には、 不適切状態かどうか検討する必要が あります。
 - 〇歩行に不安がある
 - Oケガや高齢化などにより、 下肢筋力が著しく低下している
 - 〇世帯構成により十分な介助が できない
 - O実際に転倒している ・・・など



☆具体例(不適切な介助状態)

2群の2「移動」



(→実際の介助の説明)

令和〇年〇月の骨折以降、 著しい下肢筋力の低下がみられ、 ここ2か月は転倒を繰り返し、あざだらけ になっている。 (→不適切状態の説明)

本来は見守りが必要であると判断し、

②を選択する。」

(→<u>適切と考える介助</u>の説明)



【介助(支援)が必要な理由】

〇選択肢の選択基準に直接関係なくとも、

介助が必要な理由は、 審査判定における重要な情報

となる場合があります。

- 〇介助が必要な理由を記載すると、 審査会へ次のような情報提供ができます。
 - ・その人の状態が具体的にイメージできる情報
 - ・「認知機能の低下の評価」を判断する情報
- Oなぜその介助をうける必要があるのか、 その理由を特記事項に適宜記載しましょう。

補足:「認知機能の低下の評価」とは

一次判定が、要支援2~要介護1 (32.0分 ~49.9分) となった場合

審査会では、

「認知機能の低下の評価」と 「状態の安定性の評価」に基づく、 「要支援2」と「要介護1」の 振り分けを判断しています。

⇒「認知機能の低下の評価」に 関する情報は、審査判定において 大変重要な役割を持っています。

☆ 具体例その1 5 群の1「薬の内服」



「内服時、家族が薬と水を手元に用意している。 いる。服薬動作は自立している。」



→この情報だけでも②を選択できますが、

さらに、<u>なぜ介助が必要なのか</u>理由を 書くことで、審査会により詳しい 情報提供ができます。

☆具体例その1 (介助が必要な理由)

5群の1「薬の内服」

「緑内障によりほとんど目が見えないため、

(→なぜ介助が必要なのか説明)

内服時、家族が薬と水を手元に用意している。服薬動作は自立している。」

⇒身体的制約により介助が必要とわかる

「内服忘れや薬の種類間違いにより、過去に 大量の残薬が発生していたことから、

(→なぜ介助が必要なのか説明)

内服時、家族が薬と水を手元に用意している。服薬動作は自立している。」

⇒認知機能低下により介助が必要とわかる

☆具体例その2

5群の3「日常の意思決定」

「日常生活に関することは自分で決めている。 介護保険サービスの利用や治療方針など、 複雑なことを決定するときは、<u>周囲の支援</u> <u>を必要とする</u>。」

→この情報だけでも②を選択できますが、

さらに、<mark>なぜ支援を必要とするのか</mark> 理由を書くことで、

「認知機能の低下の評価」にて審査会で判断するための情報を提供できます。

☆ 具体例その2 (支援が必要な理由) 5群の3 「日常の意思決定」

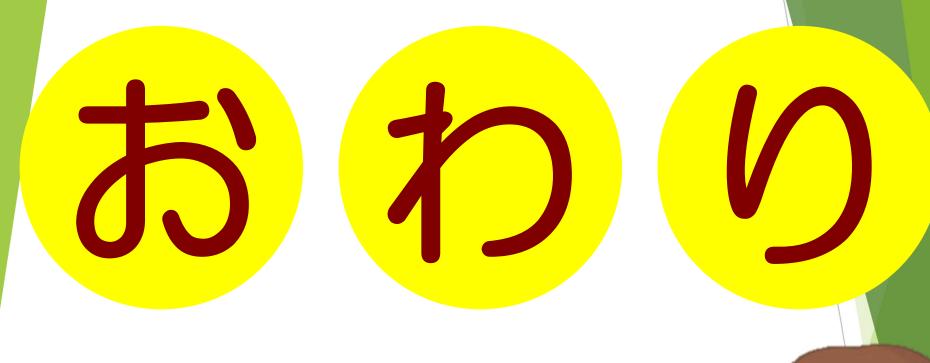
「日常生活に関することは自分で決めている。 介護保険サービスの利用や治療方針など、 複雑なことを決定するときは、

大事なことを説明しても30~40分後には 忘れてしまうため、

(→なぜ支援が必要なのか説明)

周囲の支援を必要とする。」

⇒認知機能低下(ここでは記憶力低下) により支援を必要としているとわかる



金沢市福祉健康局介護保険課

認定係

